

法人または個人事業主の状況（再生・更生、破産、清算、合併、廃業等） に応じたGビズIDの取得・変更・削除について

はじめに

本資料は、法人または個人事業主の状況が以下に該当する場合に、GビズIDのアカウント取得・変更・削除の取扱いをご案内するものです。

※過去の問い合わせ実績に基づき作成しております。

すべてのケースを網羅するものではありません。

主なケース

- 1.会社更生法または民事再生法の適用を受けており、管財人が選任されている場合
- 2.吸収合併により消滅会社となった場合
- 3.破産し、破産管財人が選任されている場合
- 4.解散し、清算人が選任されている場合
- 5.廃業した場合

ご利用にあたっての注意事項

- ・GビズIDの利用可否と行政サービス手続の可否は異なります。
- ・手続を行う方の権限や登記状況により対応が異なります。

ケース1.

会社更生法または民事再生法の適用を受けており、管財人が選任されている場合

会社更生法または民事再生法適用中の法人は管財人名義でGビズIDプライムアカウントを取得することが可能です。

必要書類

以下の書類を所定の送付先へ郵送してください。

- ① GビズIDプライム登録申請書（法人）（管財人の氏名、生年月日で作成してください）
- ② “更生管財人選任証明及び印鑑証明書”または“管財人選任証明書”（裁判所が管財人および管財人の印鑑を証明しているもの）
- ③ 履歴事項全部証明書（管財人登記後、発行から3か月以内の原本）
- ④ 印鑑登録証明書（管財人個人のもの、発行から3か月以内の原本）
- ⑤ 管財人によるGビズIDプライムアカウントの利用申告及び利用条件に関する同意書（お電話にて専用の用紙をお取り寄せください）

※本様式にて以下の内容をご申告およびご同意ください

■GビズIDプライム登録及び利用申告

管財人によるアカウント登録申請を実施すること

管財人以外が操作しないこと

行政サービス利用時には、行政サービス側へ管財人名義のアカウントである事を申告すること

利用する行政サービス名称および手続き内容をデジタル庁へ申告すること

■利用条件

デジタル庁から行政サービスへ、管財人名義のアカウントであるという情報を提供します。

代表取締役が就任され、代表取締役のGビズIDプライムアカウントの取得が完了次第、速やかに管財人名義のアカウントの退会（削除）をお願いします。

代表取締役が就任後、管財人名義のアカウントの退会（削除）がなされない場合、デジタル庁の判断でアカウントを停止することがあります。

メールまたは電話でのお問合せ

➤ support(at)gbiz-id.go.jp （※(at)は@に置き換えて下さい）

➤ 0570-023-797 【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

※お間違えのないよう十分にご確認ください。

※音声ガイダンスに沿って、お問合せの内容をお選びください。

申請書等送付先

〒530-8532 GビズID運用センター 宛

※郵便番号（個別番号）と宛名のみの記載で届きます。郵便料金は通常郵便物と同じです。

※郵便番号（個別番号）は日本郵便のみの取り扱いとなります。

宅配業者などのサービスはご利用できません。

ケース2.

吸収合併により消滅会社となった場合

GビズIDプライムアカウントが不要となりましたら、速やかに退会（削除）いただきますようお願いいたします。

なお、退会にあたっては、GビズIDプライムアカウントを利用したすべての手続きが完了していることを必ずご確認ください。

また、GビズIDマイページへのログイン可否により手続き異なりますので、以下をご確認ください。

消滅会社のGビズIDアカウントにログインできる場合

マイページから退会（削除）操作を行ってください。操作方法はマイページ操作マニュアルの「2.10 退会する」をご確認の上、退会をご確認ください。

消滅会社のGビズIDアカウントにログインできない場合

書類による退会手続きが必要となります。以下の書類を所定の送付先へ郵送してください。

【必要書類】

- ① GビズIDプライム退会（削除）申請書（法人）
（ お電話にて専用の用紙をお取り寄せてください）
- ② 存続会社の印鑑証明書
- ③ 履歴事項全部証明書（合併登記後、原本）

※GビズIDメンバーアカウントがある場合、併せて退会が必要ですので、お電話にてお問い合わせの際にお申し出ください。

メールまたは電話でのお問合せ

- support(at)gbiz-id.go.jp （※ (at) は @ に置き換えて下さい）
- 0570-023-797 【受付時間】 9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）
 - ※お間違えのないよう十分にご確認ください。
 - ※音声ガイダンスに沿って、お問合せの内容をお選びください。

申請書等送付先

〒530-8532 GビズID運用センター 宛

※郵便番号（個別番号）と宛名のみの記載で届きます。郵便料金は通常郵便物と同じです。

※郵便番号（個別番号）は日本郵便のみの取り扱いとなります。

宅配業者などのサービスはご利用できません。

ケース3.

破産し、破産管財人が選任されている場合（1／2）

電子申請等においてGビズIDプライムを利用した手続が残っている場合は、破産管財人が当該法人のGビズIDプライムを操作し、必要な手続を実施してください。

破産管財人がGビズIDにログインするためには、アカウントIDおよびSMS受信用電話番号の変更申請が必要となります。

これらを破産管財人の情報へ変更することで、当該法人のGビズIDプライムを操作することが可能となります。

なお、アカウント利用者の名義は旧代表者のままとなり、変更はできません。

次ページの書類を所定の送付先へ郵送してください。

なお、すべての手続が完了し、破産管財人が利用するGビズIDプライムアカウントが不要となりましたら速やかに退会（削除）して頂くようお願いいたします。

ケース3.

破産し、破産管財人が選任されている場合（2／2）

必要書類

アカウント利用者の名義は旧代表者のまま、破産管財人がGビズIDにログインし操作することができます。

- ① GビズIDプライム情報変更申請書（法人）（お電話にて専用の用紙をお取り寄せてください）
- ② 印鑑証明書（地方裁判所発行の、管財人のもの）
- ③ 履歴事項全部証明書（破産事項が登記された後のもの）
- ④ 旧代表者の氏名および住所を確認できる書類※以下から1点選択してください
 - ・ 印鑑登録証明書（発行から3ヵ月以内の原本）＜原本＞
 - ・ 住民票（発行から3ヵ月以内、個人番号非表示）＜原本＞
 - ・ マイナンバーカードのコピー（写真がある面）
 - ・ 運転免許証（おもて面、うら面）のコピー
 - ・ 資格確認書のコピー

- ⑤ 破産管財人による行政サービス利用申告及び利用条件に関する同意書
（お電話にて専用の用紙をお取り寄せてください）

※本様式にて以下の内容をご申告およびご同意ください

■GビズIDプライム登録及び利用申告

管財人によるアカウントによる操作であること

管財人以外が操作しないこと

行政サービス利用時には、行政サービス側へ管財人による操作である事を申告すること

利用する行政サービス名称、手続き内容および完了予定日をデジタル庁へ申告すること

■利用条件

デジタル庁から行政サービスへ、管財人による操作であるという情報を提供します。

行政サービスへの手続きが完了次第、速やかにアカウントを退会（削除）をお願いします。

アカウントの退会（削除）がなされない場合、デジタル庁の判断でアカウントを停止することがあります。

メールまたは電話でのお問合せ

- support(at)gbiz-id.go.jp （※(at)は@に置き換えて下さい）
- 0570-023-797 【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）
 - ※お間違えのないよう十分にご確認ください。
 - ※音声ガイダンスに沿って、お問合せの内容をお選びください。

申請書等送付先

〒530-8532 GビズID運用センター 宛

※郵便番号（個別番号）と宛名のみの記載で届きます。郵便料金は通常郵便物と同じです。

※郵便番号（個別番号）は日本郵便のみの取り扱いとなります。

宅配業者などのサービスはご利用できません。

ケース4.

解散し、清算人が選任されている場合（1／2）

電子申請等においてGビズIDプライムを利用した手続が残っている場合は、清算人が当該法人のGビズIDプライムを操作し、必要な手続を実施してください。

清算人がGビズIDにログインするためには、アカウントIDおよびSMS受信用電話番号の変更申請が必要となります。

これらを清算人の情報へ変更することで、当該法人のGビズIDプライムを操作することが可能となります。

なお、アカウント利用者の名義は旧代表者のままとなり、変更はできません。

次ページの書類を所定の送付先へ郵送してください。

また、すべての手続が完了し、清算人が利用するGビズIDプライムアカウントが不要となりましたら速やかに退会（削除）して頂くようお願いいたします。

ケース4.

解散し、清算人が選任されている場合（2／2）

必要書類

アカウント利用者の名義は旧代表者のまま、清算人がGビズIDにログインし操作することができます。

- ① GビズIDプライム情報変更申請書（法人）（お電話にて専用の用紙をお取り寄せてください）
- ② 印鑑登録証明書（清算人のもの）
- ③ 履歴事項全部証明書（廃業及び清算人の登記が完了し、表記されたもの）
- ④ 清算人がアカウント名義と相違する場合は、アカウント名義人の印鑑登録証明書
- ⑤ 清算人がアカウント名義と相違する場合は、「清算人による行政サービス利用申告及び利用条件に関する同意書」（お電話にて専用の用紙をお取り寄せてください）

※本様式にて以下の内容をご申告およびご同意ください

■GビズIDプライム登録及び利用申告

清算人によるアカウント操作であること

清算人以外が操作しないこと

行政サービス利用時には、行政サービス側へ清算人による操作である事を申告すること

利用する行政サービス名称および手続き内容をデジタル庁へ申告すること

■利用条件

デジタル庁から行政サービスへ、清算人による操作であるという情報を提供します。

行政サービスへの手続きが完了次第、速やかにアカウントを退会（削除）をお願いします。

アカウントの退会（削除）がなされない場合、デジタル庁の判断でアカウントを停止することがあります。

メールまたは電話でのお問合せ

➤ support(at)gbiz-id.go.jp （※ (at) は @ に置き換えて下さい）

➤ 0570-023-797 【受付時間】 9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

※お間違えのないよう十分にご確認ください。

※音声ガイダンスに沿って、お問合せの内容をお選びください。

申請書等送付先

〒530-8532 GビズID運用センター 宛

※郵便番号（個別番号）と宛名のための記載で届きます。郵便料金は通常郵便物と同じです。

※郵便番号（個別番号）は日本郵便のみの取り扱いとなります。

宅配業者などのサービスはご利用できません。

ケース5.

廃業した場合

G.bizIDプライムアカウントが不要となりましたら、速やかに退会（削除）いただきますようお願いいたします。

なお、退会にあたっては、G.bizIDプライムアカウントを利用したすべての手続きが完了していることを必ずご確認ください。

また、G.bizIDマイページへのログイン可否により手続き異なりますので、以下をご確認ください。

代表者本人がマイページにログインできる場合

マイページから退会（削除）操作を行ってください。操作方法はマイページ操作マニュアルの「2.10 退会する」をご確認の上、退会をご確認ください。

代表者本人がマイページにログインできない場合

・書類による退会手続きが必要となります。以下の書類を運用センターへ郵送してください。

【必要書類】

- ① G.bizIDプライム退会（削除）申請書
（お電話にて専用の用紙をお取り寄せください）
- ② 印鑑登録証明書（廃業した法人の代表者名義、発行から3か月以内の原本）
- ③ 閉鎖事項全部証明書（廃業登記後、原本）

※G.bizIDメンバーアカウントがある場合、併せて退会が必要ですので、お電話にてお問い合わせの際にお申し出ください。

メールまたは電話でのお問合せ

- support(at)gbiz-id.go.jp （※(at)は@に置き換えて下さい）
- 0570-023-797 【受付時間】9:00~17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）
 - ※お間違えのないよう十分にご確認ください。
 - ※音声ガイダンスに沿って、お問合せの内容をお選びください。

申請書等送付先

〒530-8532 G.bizID運用センター 宛

※郵便番号（個別番号）と宛名のみの記載で届きます。郵便料金は通常郵便物と同じです。

※郵便番号（個別番号）は日本郵便のみの取り扱いとなります。

宅配業者などのサービスはご利用できません。